

## 令和元年度 第2回大津町地域公共交通会議 議事概要

令和2年1月30日(木) 午後2時～  
役場仮設庁舎2F 大会議室

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事

### ① 乗合タクシーのエリア拡大について

※「資料1～5」に基づき事務局より説明。

#### (説明概要)

- 現在、乗合タクシーの利用者層は70歳台以上が約9割を占めている。
- 一方で、路線バスの利用者の大半は、通学者が大半を占めており、乗合タクシーとの利用者の棲み分けはできている。
- そのような現状もあり、現在の町周辺部から町中心部への公共交通アクセスの地域間格差の是正を図るべく、路線バスが通る地区に対しても、下記のとおり乗合タクシーの対象エリアを広げることとする。
  1. 事業開始日：令和2年4月1日
  2. 対象エリア：北部・南部地区の全域及び大津東区
  3. 利用料金：「資料2」参照

#### (質疑・意見等)

委員：高齢者がどうやって買い物に行くかが課題であったので、今回のエリア拡大についてできれば委員皆様に賛同していただきたい。

会長：地域公共交通網形成計画には、乗合率等で運行継続基準というものを設定しているのか

(事務局回答)：基準は設けていない。

委員：基準がないのであれば、利用者は乗合向上に繋がる努力をしようとしなくなる。そこが課題となってくるのではないか。

(事務局回答)：乗合率の向上等については、業者とも定期的に、打ち合わせを行っているところではある。今回のエリア拡大を実施することで、乗合率が高まることも期待している。

委員： 区長会、老人会へ声掛けをしたらどうか。

(事務局回答)： それも含め、引き続き対策を実施する。

委員： そもそも路線バス利用者が減少したのは、自家用車に移行したことが原因。バス路線が減ったからバス利用者が乗合タクシーに移行したわけではない。そして、乗合タクシーはバスとして導入するもの。しかし、住民はバスではなくタクシーとして捉えている。住民の意見は聞かなければならないが、行政側がしっかりと線引きをし、事業が持続可能なものになるよう意思決定をしなければならない。

委員： 意見も分かるが、住民の現状がどうなっているかを第一に考慮するべきではないか。

会長： 町がするのは最低限の移動保障。それ以上を求めるのであればタクシーを呼べばいいのであって、呼んだらすぐ来る公共交通を提供するのは難しい。住民にもある程度の我慢は必要。

今回500m基準を撤廃する以上、行政は厳しく運営しなければ財政圧迫に繋がる。

委員： 行政がどういう層に対して、どういう基準で、どこまで支援するのか決めておかないと、どんどん拡大することになる。

(事務局回答)： 本町は主要施設が中央に集まっており、北部・南部住民の町中心部へのアクセスが課題となっている。実際、今年度4月に内牧環状線を廃止し、当該エリアに乗合タクシーを導入したところ、以前のバス利用人数に比べ、利用者が増えた。このことも、今回のエリア拡大案を提示するに至った1つの要因でもある。

会長： 今後実施するにあたっては、どうやって乗り合わせを向上させるかをしっかり検討しなければならない。

(事務局回答)： 利用者には、まずもって乗合タクシーは公共交通であることは伝えているところではあるが、それと併せて、乗合率が高まるように住民には広報していく。

委員：現在、高齢者の免許返納が話題になっているが、今回の乗合タクシーのエリア拡大は、高齢者の交通安全にも繋がる施策だと思われる。

(結果) → 原案のとおり承認。

## ② 産交バス「菊池線」の運行ルート変更について

※資料「菊池線ルート変更（案）」に基づき事務局より説明。

(説明概要)

- ・ 4月1日から新ルートにより運行。周辺住民、バス利用者の安全を鑑みて決定したもの。
- ・ ルート変更に伴い、バス停の移設2件、廃止1件が予定されており、地元住民、地元区長へは産交バスより説明済み。

(質疑)

委員：菊池線はどこのルートなのか。山鹿まで行くことができるのか。

(事務局回答)：資料の路線図を参照。山鹿線とは別路線。

委員：現在もJRバス（昔の国鉄バス）は運行しているのか。

(事務局回答)：現在は運行していない。

(結果) → 原案のとおり承認。

## ③ その他

(質疑等)

委員：セントラル病院が菊陽町に移設の予定であるが、区長会において乗合タクシー等でのアクセスについて話に挙がっている。是非、今回の拡大案（議事1）と併せて、引き続き乗合タクシーの乗降エリアに含めるよう検討してもらいたい。

(事務局回答)：当該病院は、今年の6～7月に菊陽町へ移転予定である。利用者の6割が大津町住民という現状もあるので、移転後も乗合の拠点に含めることで検討したい。この件については、新年度の会議において委員方に諮らせていただく。

## 4. 閉会